

もりぢから
「農中 森力 基金」第11回助成案件の決定 および
もりぢから
「農中 森力 基金」第12回助成事業の募集について（お知らせ）

今般、「公益信託 農林中金森林再生基金」、通称「農中森力(もりぢから)基金」の第11回助成案件が決定いたしましたので、お知らせします。

本基金は、従来の森林施業の課題である「施業集約化」や「搬出間伐等」の取組みに加え、今回から森林の空間利用や生物多様性保全に関する事業も主体的に助成できるよう拡充し、地域の模範となり、高い波及効果が見込まれる事業や先進的事业について、地域の中核を担う林業事業体（非営利の法人）の事業実施態勢の整備をサポートすることとしています。

上記観点による審査の結果、本年度（第11回）は16件の応募の中から6案件、合計140百万円の助成が決定されました。

今回の決定案件は、山火事からの回復、共同施業団地化による路網整備と循環型森林施業の構築、森林サービス産業による森林経営モデルの構築、スマート林業を活用したマツ林の保全と活用モデル事業など、それぞれの地域が抱えている特有の課題等を解決し、これまでの取組みを一步前に進めることにより、地域の中核を担う事業体としての事業実施態勢の整備を目指しています。

○助成決定案件の概要 別紙1

なお、本基金は、国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動に助成し、本基金事業の地域への波及・展開により森林のCO2吸収機能を向上し、脱炭素社会の実現に貢献することを期待しています。2025年度（第12回）につきましても、昨年同様の内容で継続することとし、4月1日（火）から募集を開始することとなりましたのでお知らせします。

関係団体の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています。

（募集期間：2025年4月1日（火）～6月30日（月）（当日消印有効））

○農中森力基金の概要 別紙2

○農中森力基金の募集要項 別紙3

○農中森力基金のスキーム図 別紙4

以上

《本件にかかるお問合せ先》

農林中央金庫 コーポレートデザイン部広報コミュニケーション班
（宮澤、藏方）

TEL 03-6362-7172

○農中森力(もりぢから)基金(第 1 1 回)助成決定案件の概要等

助成対象先	事業の概要
<p>よねざわちほう 米沢地方森林組合 (山形県)</p> <p>事業実施面積 33ha</p>	<p>事業名：南陽市秋葉山山火事からの超回復プロジェクト</p> <p>令和 6 年に発生した南陽市秋葉山における森林火災で焼失した 122ha に及ぶ森林については、全域が山形県南県立自然公園に指定されており、その再生に関して制限があることに加え、民有林については所有者の意識も低く、境界もわからない箇所も多い。</p> <p>そこで、本事業では、境界明確化を行い所有者の確認等を行うとともに、エリアを自然公園の機能を発揮させる箇所、林業としての活用を目指す箇所等、制限内容や有識者の見解も踏まえたゾーニングを実施する。さらに、南陽市と連携し小学生や市民へ本事業の普及啓発活動を行うことで、将来にわたって市民に親しまれながら活用できるような、森林の持つ多面的機能が高度に発揮される秋葉山の再生を目指すことを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>秋葉山山火事で焼失した森林の構成は、アカマツ人工林と里山二次林の天然生林で、アカマツについてはマツクイムシ被害の蔓延により荒廃、天然生林も積極的な整備は行われていなかった。本事業は、山火事からの再生を第一としながらも、自然公園としての機能を念頭に置き公園機能を発揮する「公園林」、山形県の黒炭生産の過半を占める南陽市の広葉樹材を活用しながら持続的整備を行っていく「生産林」、植生や生態系などの環境的要因を優先する「環境林」としてゾーニングし、植樹イベントなどを通じて多くの方々に森林再生の取り組みや森林整備の必要性等を学ぶためのフィールドとして整備することを目標として、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】 総事業費：3,955 千円、森力助成：3,691 千円</p>
<p>でわしょうない 出羽庄内森林組合 (山形県)</p> <p>事業実施面積 15ha</p>	<p>事業名：共同施業団地化による路網整備と循環型森林施業の構築(3年間事業)</p> <p>当組合の管轄地域には豊富な森林資源があるにも関わらず、主要な路網が少なく木材搬出が困難で林業採算性が低いことから、積極的な森林施業が行われず荒廃している。</p> <p>本事業は、同様の問題を抱える市や推進機構が管理する山林を共同施業団地化することで、より効率的な路網配置の計画を作成し、大型トラックが通行可能な林業専用道(規格相当)を整備、地域全体の搬出間伐などを促進し、土砂流出防備など山林の持つ公益的機能の維持・回復と木材資源の有効活用を図ることを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>対象区域の人工林の大半は間伐が必要な状況にあるが、大型トラックが走行可能な路網が少なく、林業採算性が低いことから森林施業が進んでおらず、住民も当地域から離れた市内に移住、森林への関心も薄れ管理が行き届かない山林が増加している。本事業は、路網改良等の調査設計から補助事業を活用した事業実施までに期間を要することから、3年間の事業として、集約化施業による持続可能な林業経営を目指すため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】 総事業費：68,331 千円、森力助成：30,000 千円</p>

<p>ぬながわ森林組合 (新潟県)</p> <p>事業実施面積 7ha</p>	<p>事業名：公図未整備地区における荒廃民有林「東中千本スギ」再生事業</p> <p>事業対象地である新潟県糸魚川市の通称「東中千本スギ」地区は、名前のとおりかつては、地域住民から期待される林業地域であったが、所有者の山離れや境界が不明になるなどして荒廃化した。</p> <p>当組合は、2024年度事業において、現存する和紙図の調整・解析に基づく森林地番想定図の作成を通して、所有者の合意形成を図ってきた。本年度は、整備したデータをもとに、勾配が緩く崩れにくく、かつ維持管理も含め低コストな林業専用道や森林作業道の路網整備等を行い、木材生産機能など森林の多面的機能の回復を図り、荒廃林を再生し、地域の持続可能な森林管理の仕組みを作ることを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>本事業地は、林道等の路網が未整備で補助金を活用した森林整備ができず、長期間放置され、森林の多面的機能の低下により、溪岸が不安定化し山崩れなどのリスクが高まってきている。加えて、公図未整備かつ別地域の飛び地も数多く混在するため、森林経営計画の策定が長年見送られてきた地区である。そこで、本事業では、航空レーザー計測などを用い境界明確化を図るとともに、路網開設や維持管理コストの削減も念頭に置いて事業採算性を改善しながら、未利用の枝葉についての活用策の検討も含め、将来の間伐・主伐による所得拡大を両立できるモデルを再構築する足掛かりとするため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：37,921千円、森力助成：16,040千円</p>
<p>みなみつる 南都留森林組合 (山梨県)</p> <p>事業実施面積 14ha</p>	<p>事業名：「提案型集約化施業を軸とした森林サービス産業」による森林経営のモデル構築事業</p> <p>当組合では提案型集約化施業を軸とした森林整備を進めているが、整備完了後の森林の継続的な維持管理が課題となっている。</p> <p>本事業では、施業の際に開設した森林作業道や、木馬道、赤道など森林に眠っている古道を地域資源として掘り起こし、社会的にニーズが高まってきているマウンテンバイクコースとしての「森林利用と維持管理」を他団体連携の中で高度に融合させるとともに、水源かん養や土砂流出防備といった公益性に最大限配慮した持続的な森林利用を進め、森林所有者の森林への関心・森林経営への意識を高めていくことを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>日本各地の里山では、小規模面積所有者が多数を占めているために森林の適切な管理が難しく、森林資源の利活用が進んでいない状況にある。また、地域の森林整備を担う林業事業者の努力だけでは対応が限界となっている状況もみられ、森林所有者の森林に対する関心の低下と相まって、地域森林の荒廃を招く一因となっている。一方、マウンテンバイク愛好家による里山の利用を望む声は多いものの、小規模所有者が多数を占める地域においては、所有者情報の取得、所有界確定、利用の同意取得などが困難な状況である。</p> <p>本事業では、地域の様々な団体と密接に連携し、集約化施業実施後の森林を経済的に二次利用していくことにより、管理不足の森林の効果的利用および積極的な維持管理が進んでいくことを期待して、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：42,682千円、森力助成：30,000千円</p>

<p>いっぼんしゃだんほうじん やまとしんりんかんりきょうかい 一般社団法人 大和森林管理協会 (奈良県)</p> <p>事業実施面積 8ha</p>	<p>事業名：次世代の吉野林業を新たに構築するーウィッセン集材機の活用ー</p> <p>事業対象地である吉野林業地域においては、これまで主流であったヘリコプター集材は縮小傾向にあり、近年作業道開設の導入も図っているが、その適地は限定的で開設に時間を要することもあり、架線集材の復活が望まれている。</p> <p>本事業では、奈良県庁が導入したスイスのウィッセン集材機を活用して、吉野林業に適した架線集材法を導入するとともに、その担い手を育成し、吉野郡内への普及等を通じて吉野林業を新たに構築することを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>吉野林業は、かつては「密植・多間伐・長伐期」を特色とし、80年から100年生で皆伐というサイクルが設定されていた。しかしながら、需要の低下等から伐期が延長された結果、山林の超高齢級化が進みつつあるが、山林所有者の皆伐への拒否感も根強いものがある。</p> <p>このため、本事業により、伐期のない「択伐林型」へ誘導していくことを森づくりの基本的考え方として、公益性発揮につなげるとともに、多面的機能の高度発揮に寄与することなどを期待して、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：38,428千円、森力助成：30,000千円</p>
<p>沖縄県森林組合連合会 (沖縄県)</p> <p>事業実施面積 28ha</p>	<p>事業名：慶良間諸島のリュウキュウマツ保全・活用を目指す ～スマート林業を活用したマツ林の保全と活用モデル事業～(2年間事業)</p> <p>令和3年に慶良間諸島西方の久米島町で確認された松くい虫被害は急速に拡大し、防除作業は行われているものの、被害の低減は難しい状況にある。事業地の渡嘉敷村、座間味村には今のところ松くい虫被害は入っていないが、小さな自治体であり、松くい虫被害の適正な監視や防除の迅速な初動対応が課題である。また、両村ではリュウキュウマツ漏脂胴枯病被害が確認されており、その被害対策が求められている。</p> <p>このため、本事業では、枯損木調査、漏脂胴枯病の被害木駆除を行うとともに、地域住民が主体となり、松くい虫被害監視活動ができるよう普及啓発を行う。加えて、貴重な材としてニーズの高いリュウキュウマツについて、離島から伐採・搬出・販売するスキームを確立し、マツ林の保全と活用を両立させるモデルを構築すること目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>当該地域では、120年以上前に始まった鰹節生産の鰹節の焙乾のためにマツ造林が推進されており、鰹節生産は60年前に終了したが、伐期に達したマツ林が貴重な森林資源となっている。久米島町に侵入した松くい虫被害の状況に鑑みると、その監視による侵入防止や初動対応は、島民の健全な生活環境を支えるうえでも大変重要である。そこで、本事業では、地域住民とともにマツ資源の保全を図るとともに、今後の資源の有効活用により、持続的な森林の管理と利用の両立を目指すため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：30,909千円、森力助成：30,000千円</p>

農中森力基金の概要

1 名称 : 「公益信託 農林中金森林再生基金」
(通称: 農中森力 (もりぢから) 基金)

2 信託形式 : 特定公益信託

3 委託先 : 農中信託銀行株式会社

4 目的

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とします。

5 助成対象事業内容

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった国内の民有林の公益性を発揮させる活動
- 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査、森林・生態系調査、獣害対策等
- その他目的を達成するために必要な事業
- 対象事業の例
 - (1) 森林整備 (施業) : 多面的機能の向上を目指した搬出間伐・切捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業
 - (2) 森林の空間利用 : 森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で利活用するための森林整備 (景観に配慮した施業や遊歩道の整備など)、活動の企画立案、普及啓発 (ただし、施設・高額な遊具等の設置・購入費用は対象外)
 - (3) 生物多様性保全 : 生態系を意識した森づくり、およびそのための森林整備・保全に要する活動

6 助成対象者

営利を目的としない法人で、過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体 (ただし、地方公共団体は除く。)

7 選考方法

当公益信託の運営委員会が、当信託の趣旨、目的に照らし、事業内容や事業の効果等を総合的に勘案して選定します。具体的には、以下の条件に該当する事業の中から、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、緊急性、継続性、波及性等が高い事業とします。また、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

- (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
 - ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となり、森林環境譲与税等を活用して地域での継続・波及が見込まれる取組み
 - ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 森づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政・民間企業等と連携した活動

8 信託財産等

2024年から2026年まで3回募集（第11回から第13回）

- 年間助成額2億円、助成期間3年（6億円を上限）
- 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

9 基本的なスケジュール

- 2025年4月 募集開始（第12回）
- 2025年6月 募集終了（第12回）
- 2026年3月 助成先決定（第12回）
- 2026年4月 助成事業開始（第12回）
- 2027年3月 助成事業終了（第12回）

以 上

2025年度

公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項

もりぢから
(農中森力基金)

1 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。

一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。行政も上記のような状況を問題視し、森林経営管理制度、森林環境税・森林環境譲与税、J-クレジット制度、生物多様性保全、森林の空間利用の促進等、対応を本格化させています。

本公益信託は、こうした国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としています。

2 助成対象事業

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった国内の民有林の公益性を発揮させる活動
- (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査、森林・生態系調査、獣害対策等
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

・ 対象事業の例

- ① 森林整備（施業）：多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業
- ② 森林の空間利用：森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で利活用するための森林整備（景観に配慮した施業や遊歩道の整備など）、活動の企画立案、普及啓発（ただし、施設・高額な遊具等の設置・購入費用は対象外）
- ③ 生物多様性保全：生態系を意識した森づくり、およびそのための森林調査・

保全に要する活動

- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
- ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
- ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。

※ 事業の中でも、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
- ・ ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・ 地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となり、森林環境譲与税等を活用して地域での継続・波及が見込まれる取組み
 - ・ 事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 森づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政・民間企業等と連携した活動

※ 当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

※ 森林整備（施業）における対象事業範囲は、直接・密接に関連する取組みまでとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備等のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

3 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。
例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等
- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
- (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記したうえで申請してください。

4 助成金額

- (1) 2025年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします（複数年度事業の場合も同様）。
 - ・ 助成先は10先程度を想定しています。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「7 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として2026年4月1日以降に開始し、2027年3月31日以前に終了するものに限り（1年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業を申請される場合には、応募時に全体および各年度の明確かつ具体的な事業計画を提出してください。複数年度事業として助成が決定した場合は年度ごとの応募は不要ですが、年度ごとに事業内容の報告および、助成金精算が必要となります。

6 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となったすべての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業） 伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費

- ・林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・当該活動に必要と認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・現地での活動にかかる電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・当該活動にかかる保険料

(ソフト事業) 境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費、森林・生態系調査費、森林病虫獣害等調査費、森林利活用企画費、獣害対策費

- ・当該活動にかかる外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・遠隔地への移動にかかる交通費
- ・固定資産にあたる事務所・施設・遊具等の設置・購入費
- ・団体の事務所・施設・遊具等の維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・掲載料、放送料等にかかる広告・広報の費用等

7 応募の前提となる条件

- ・応募に際して、市町村に本事業にかかる森林環境譲与税等の活用を打診のうえ、「2025年度公益信託 農林中金森林再生基金（農中森力（もりぢから）基金）提出書類および確認事項チェックリスト」に打診状況を記載願います。
- ・事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出のうえ、事務局主催の事業発表会にて事業成果を発表いただきます。
- ・事業完了後も継続して、情報提供・報告（年次アンケート等）に協力願います。

8 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (2025年9月頃)

- ・主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力

を審査します。

(2) 二次審査 (2026年2月頃)

- ・一次審査を通過した団体について、事業計画数値の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・相場と乖離した不適正な事業数値の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い (前払い) の実施 (2026年4月以降)

- ・本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出してください。

(4) 事業の完了報告、助成金支給 (2027年4～6月頃)

- ・事業完了後 1 ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い (前払い) 実施済の場合は残額を支給します。
- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い (前払い) 実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

(5) 助成金支給後 (2027年6～7月頃)

- ・事業成果を成果発表会にて発表していただきます。
- ・事業完了後も継続してアンケート (年次) に回答いただきます。

【参考】提出資料例

○ 申請時 (一次審査前、4～6月)

助成金交付申請書、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料

○ 〃 (二次審査前、10～12月)

積算根拠資料、所有者との長期契約 (写)、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

○ 報告時 (事業完了後、4月頃)

事業完了報告書、事業報告書、確認資料 (帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料)

9 募集期間と応募方法

- (1) 募集期間 2025年4月1日(火)～2025年6月30日(月)
(当日消印有効)
- (2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部(2部とも押印、片面印刷、ホチキス留めなし)を全国森林組合連合会あてに書留郵便にて送付してください。

10 選考結果・その他

- (1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします(一次審査結果 2025年9月頃、二次審査結果 2026年2月頃)。
- (2) 原則として、助成先の下承を得て事業内容を公開します。
- (3) 当基金についての詳細を別途「Q&A」として取りまとめておりますので、参照してください。

11 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 2005年4月1日に個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)が施行されています。本基金の申請資料(添付資料)には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。
- (2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請(主に二次審査)にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料(利用目的明示の資料等)の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が記載されている場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

12 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副2部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ(全森連からのお知らせ)からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行(社会貢献活動)、農林中央金庫(ニュースリリース)のホームページからも参照いただけます。

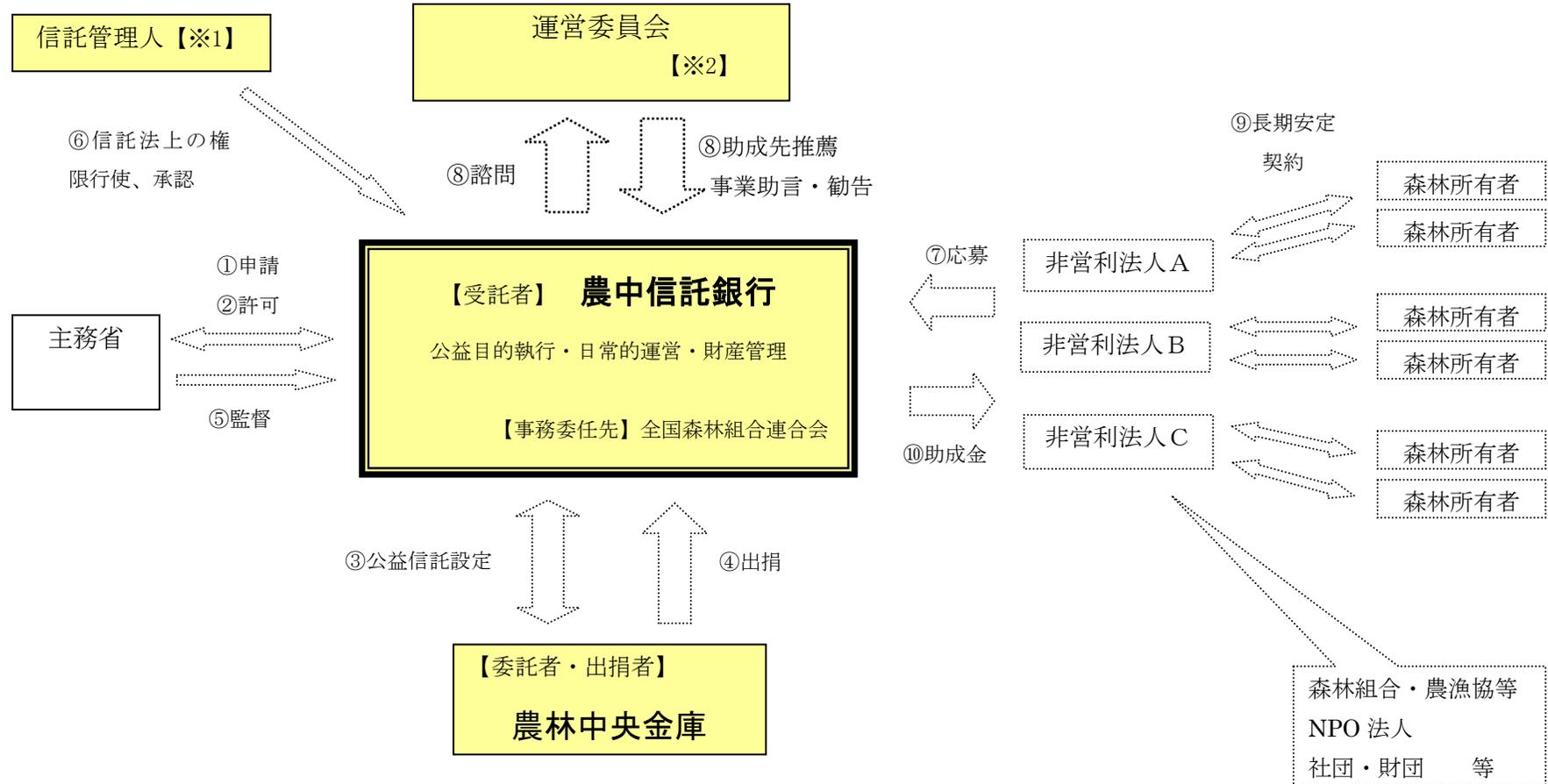
○全国森林組合連合会ホームページ

<https://www.zenmori.org/>

公益信託 農林中金森林再生基金(農中森^{もり}力基金)のお問合せ先

全国森林組合連合会 組織部 林政課 (TEL 03-6700-4735)
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル 6階
農中信託銀行株式会社 営業推進部 (TEL 03-5281-1420)
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 5階

農中森力基金のスキーム図



【※1】 不特定多数の受益者の代表として、受託者の職務執行を監督し、重要事項を承認する。

【※2】 公益目的遂行のため助成先の推薦や公益信託の事業遂行について助言・勧告を行う。学識経験者数名で構成。